

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月2日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団条例第4号

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(住居手当) 第8条 (略) (1) (略) (2) 第10条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業団公舎その他企業長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるもの</p> <p>(単身赴任手当) 第10条 (略) <u>2. 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p> | <p>(住居手当) 第8条 (略) (1) (略) (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業団公舎その他企業長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるもの</p> <p>(単身赴任手当) 第10条 (略)</p> |

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第16条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日に支給する。<u>これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業長が別に定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当) 第16条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日に支給する。<u>これらの勤勉手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業長が別に定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、<u>第16条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により</u>期末手当を支給する。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、<u>第16条の3に規定する勤勉手当の支給を受ける職員の例により</u>勤勉手当を支給する。</p> | <p>(期末手当) 第16条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日<u>(以下「期末手当支給日」という。)</u>に支給する。</p> <p>(勤勉手当) 第16条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日<u>(以下「勤勉手当支給日」という。)</u>に支給する。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、期末手当を支給する。 <u>2 期末手当は、期末手当基準日にそれぞれ在職する職員に対して、期末手当支給日に支給する。</u></p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。 <u>2 勤勉手当は、勤勉手当基準日にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、勤勉手当支給日に支給する。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。